

【理由等】

- ・ 軽微変更報告の対象として、経費の減額や流用は一律の基準を定めているが、「文言等その他記載内容の変更」は、事業内容が非常に多岐にわたることから一律な基準設定は困難であり、仮に一律な基準を設けた場合、これまで軽微な変更として認められていた内容が軽微な変更とは認められない事例が生じる可能性があり、変更機会を狭めることにつながりかねないことから、柔軟に対応できるよう現行の要件としているところである。
- ・ 廃止が困難である理由として、例えば、「特産品開発に対する補助金で開発後の販路開拓の支援も新たに行おうとするもの」や「施設の“基本設計”を“検討業務”に変更するもの」については「新たな経費の追加」に該当し、変更申請が必要だが、軽微変更報告における「文言等その他記載内容の変更」に該当するものと誤認識し、軽微変更報告として提出される事案が散見されている。現在こうしたケースでは、軽微変更報告の事前相談の段階で誤認識を指摘し、正式な変更報告を実施するよう促すことが出来るが、軽微変更報告を廃止した場合、このような誤認識が訂正されないまま事業が実施されてしまい、実績報告の段階で判明することとなるが、この場合は変更内容に係る経費の交付は認められず、結果として地方公共団体の財政的な不利益を被ることとなる。こうしたことから、廃止は困難である。
- ・ また、軽微変更報告により、実施計画の変更箇所が都度関係者間で共有されることとなるため、年度末の実績報告時、確認する側においても、軽微変更報告を反映した最新の実施計画を用いて実績等の確認をすることができる。一方、軽微変更報告を廃止した場合、確認する側は直近交付決定時の実施計画しか把握していないため、記載の変更や経費の流用が行われていた場合は、結局、逐一変更内容を事業実施自治体に確認しなくてはならなくなる。したがって、軽微変更報告を廃止したとしても、これまで軽微変更報告時に行っていた確認作業が年度末・年度当初の繁忙期の実績報告時に集中するだけのこととなると思われることから、事務がかえって煩雑化するだけでなく、ミス事案の発生につながりかねないものである。
- ・ 「同じような内容の変更であっても、報告するか否かの対応が市町によって異なっており、(中略)軽微変更報告が廃止されても問題ないものと考えている」について、地方分権改革推進室を通じて提案団体に聞き取ったところ、「軽微変更報告を必須としていない“当該年度事業費の2割以内の減額のみの場合”に、軽微変更報告を行っている団体とそうでない団体が存在する。」という趣旨とお聞きしており、2割以内の減額のみの場合には報告不要とすることを検討しているところだが、軽微変更報告を必須としているものについては、上記のような観点から軽微変更報告の廃止は困難である。
- ・ なお、変更手続きが2種類あることが事務の混乱を招く原因とあるが、軽微変更報告は上記のような不利益防止等の観点から、変更(軽微以外)の申請は変更機会の拡充や円滑な事業執行の観点からそれぞれ設けているものであり、いずれも必要な手続きと考えている。